

=私たちの活動 4つの柱=
 *制度化と指導員の身分保障
 *専門性と仕事の確立
 *父母と共に学童保育運動の発展
 *全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

ニュース学童保育

2017. 11. 6.
 NO. 19
 全日本建設交運一般労働組合
 全国学童保育部会 発行
 編集：事務局

八王子分会、施設改善をすすめる

安全衛生法を守る施設

男女別のトイレ、 入り口で区別

労働安全衛生法では事業所のトイレは「男女の区別」をしなければならず、罰則規定もあります。

この法律は労働者の保護、特に女性の保護に重点をおいたものですが、学童保育所の対象年齢が小学校6年生になったことや、そもそも児童にとっても男女別にするべきではないかという点から3年前、八王子市立学童保

育所のトイレの数か所がこの労働安全衛生法に抵触していることを指摘し、八王子市もこの指摘を真摯に受け止め、全学童保育所の調査をし、改善を図ってきました。

「男女の区別」は「便所」ではなく「便所」でなければならず、具体的には入り口段階から男女が区別されていなければなりません。

このことを八王子市に伝えると、八王子市も労働基準監督署に出

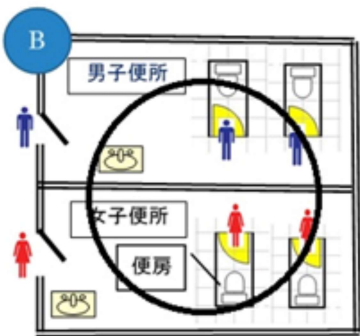
向き、労働基準監督署より法の解釈のレクチャーを受けました。

「男女の区別」は「便所」でなければならぬことを、組合、八王子市が確認し、これに基づいて今後は改善していくことになりま

す。



「男女の区別」が便房の場合



「男女の区別」が便所の場合

学校敷地内に建設されている施設で、改善が求められる箇所があります。労基署は改善

の方法にあたって、「事業所内（敷地内）に複数のトイレがあれば、そこで区別すれば問題は無い」と言っています。施設内のトイレの改修をせずに、学校のトイレを使用することになると、職員がそのたびに施設の外に出るということになり

そのことが業務に支障がでないのかも含めて、今後検討していくこととなります。

（八王子分会
佐々木亨）

全国研で、宣伝行動

11月4日から開催された全国学童保育研究集会（神戸）で、全国部会

は建交労宣伝行動を行いました。兵庫部会や県労連の協力を得て、リーフレット、のぼりなどの準備のご協力をいただきました。

兵庫以外では、愛知、新座の支部が、会場に入る参加者に全国部会のリーフレットを配布し、手に取った方は熱心に目を通して

ました。また、部会の行動ではなかなか会えない、岩手支部、徳島支部ともお会いし、早速「スウェーデン視察のカンパ」をいただきました。

全国研の全体の参加人数は、約4000人だったそうです。

